

## 令和6年度物価高騰対策支援給付金

低所得者支援として、令和6年度新たな住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対し、物価高騰対策支援給付金(10万円)を支給します。また、その支給対象世帯のうち、子育て世帯に対して加算金(児童1人当たり5万円)を支給します。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご確認ください。



### 問い合わせ

杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター ☎0120-378-233  
(午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉)  
※窓口での相談は電話予約が必要です。

### 令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(10万円)

#### 支給金額

1世帯当たり10万円  
※1世帯1回限り。

#### 対象世帯

以下の要件全てに該当する世帯

- 6年6月3日現在、杉並区に住民登録がある
- 世帯全員の6年度住民税(定額減税前)が非課税または均等割のみ課税である(6年度住民税課税者に扶養された方などのみで構成される世帯を除く)

※5年度物価高騰対策支援給付金(7万円または10万円)の支給対象となった世帯は、支給対象外。

### 対象・手続き

	「支給のお知らせ」が届く世帯	確認書が届く世帯	申請書が届く世帯
対象	対象世帯のうち、世帯の中に6年1月2日以降に転入した方がいない、かつ世帯主が6年7月1日現在で「公金受取口座」を登録している世帯	対象世帯のうち、世帯の中に6年1月2日以降に転入した方がいない、かつ世帯主が6年7月1日現在で「公金受取口座」を登録していない世帯	対象世帯のうち、世帯の中に6年1月2日以降に転入した方がいる世帯
手続き	原則手続きは不要です。 7月25日(木)から順次、世帯主宛てに「支給のお知らせ」を発送します。 8月中旬から順次、公金受取口座へ振り込みます。	7月25日(木)から順次、世帯主宛てに確認書または申請書を同封した案内を発送します。必要事項を書いて、10月31日(消印有効)までに郵送してください。また、7月25日(木)から特設ホームページでも申請できます。対象世帯で案内が届かない場合は、お問い合わせください。	

※DV等避難者も給付金を受け取ることができる場合があります。

### 令和6年度物価高騰対策支援給付金子ども加算(児童1人当たり5万円)

#### 支給金額

18歳以下の児童(平成18年4月2日以降生まれ)1人当たり5万円  
※世帯ごとに支給。

#### 対象世帯

6年6月3日現在、杉並区に住民登録があり、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(10万円)の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

### 手続き

原則手続きは不要です。

8月23日(金)から順次、対象世帯の世帯主宛てに「支給のお知らせ」を発送し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(10万円)を受給した口座へ振り込みます。

ただし、次の世帯は申請手続きが必要です。申請書(区ホームページから8月23日以降に取り出せます)を、10月31日(消印有効)までに郵送してください。

- ・6年6月4日以降に生まれた児童がいる
- ・単身で寮に入っているなど、別世帯に扶養している18歳以下の児童がいる

## 給食費相当給付金

国立・私立の小中学校などへ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費相当額の給付金を支給します。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご確認ください。



### 問い合わせ

杉並区給食費相当給付金コールセンター ☎5913-9365  
(7月16日から。午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉)

#### 支給金額

児童・生徒1人当たり月6000円(4月～7年3月分〈8月を除く〉)

#### 対象者

6年度小中学生で、杉並区に住民登録(各月10日時点)があり、次のいずれかに該当する児童・生徒

- 国立・私立学校、杉並区立学校以外の公立学校、インターナショナルスクールなどに就学
- 杉並区立学校に就学し、月に1度も学校給食の提供を受けていない

※次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・杉並区立学校以外の公立学校に就学し、その学校で給食費無償化の対象となっている
- ・就学援助・東京都就学奨励事業・生活保護など、他制度により給食費相当額の支援を受けている
- ・杉並区立学校給食代替弁当補助金の交付対象となっている

### 手続き

対象児童・生徒の世帯主宛てに7月中旬に発送する案内に記載の申請フォームから、7年3月10日までに申し込み